株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＩＧＡホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十六年二月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月十七日

福井県越前市矢放町第一三号八番地の九

株式会社アイジーエー

代表取締役　五十嵐昭順

限定承認公告

本籍東京都品川区西品川三丁目八四六番地、最後の住所東京都品川区二葉一丁目一一番一八号丸山ハイツ一〇一

被相続人　亡　和田　克巳

右被相続人は平成二十五年九月八日死亡し、その相続人は平成二十六年一月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

東京都品川区西品川二丁目一四番四号

限定承認者　和田　一利

限定承認公告

本籍広島県三原市西町二丁目二一七五番地、最後の住所大阪市北区長柄東二丁目六番六―二〇四号

被相続人　亡　中谷多美代

右被相続人は平成二十五年三月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十七日

広島県三原市糸崎三丁目二番三七号

限定承認者　中谷　伸二

任意清算公告

当社は、平成二十五年十二月二十七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月十七日

茨城県古河市下片田四七九番地

合名会社利信

社員　佐々木利道

任意清算公告

当法人は、平成二十五年十二月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、これに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月十七日

大阪市北区西天満一丁目六番三号

弁護士法人桐山昌己法律事務所

社員　桐山　昌己

債権申出の公告

当行は、金融庁長官による平成二十五年八月二十一日付金監第一八三五号により、銀行業の廃止が認可されたことに基づき、英国、イーシー二ブイ七エイチエヌ、ロンドン、グレシャムストリート二五に本店を有する当行の東京支店を平成二十五年九月三十日をもって廃止したので、当行の右支店に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月十七日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル

ロイズ・ティーエスビー・バンク・ピーエルシー東京支店　清算人　澤野　正明

連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億九千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号百十一頁に掲載されています。

平成二十六年一月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

八丁堀プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条に基づき優先資本金の額を二千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.公告.jp/2070.html

平成二十六年一月十七日

東京都千代田区神田美土代町九番一号

特定目的会社ソフィア

取締役　泉部　充

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千九百八十万三千五百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十二月十七日

掲載頁　九十二頁（号外第二七五号）

平成二十六年一月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　芝大門特定目的会社

取締役　的場　武教

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資九千九百八十万三千五百五十口を消却して七十六億九千九百五十九万六千四百五十口とすることにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年一月十七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　芝大門特定目的会社

取締役　的場　武教

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年二月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止いたします。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年一月十七日

名古屋市中区錦二丁目二番一三号

大起産業株式会社

代表取締役　田中　弘晃

訂正公告

平成二十五年十二月二十四日掲載の株式会社ＮＣむろらんに係る登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示及び登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止に関する公示中、北海道経済産業局長名の「増田　壽一」を「増山　壽一」と訂正いたします。

訂正公告

平成二十六年一月十日（本紙第六二〇六号）掲載の左記会社に係る定款変更につき通知公告中、代表取締役名「伊藤　定次」とあるは「梅田　次男」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年一月十七日

三重県四日市市高砂町八番二九号

高砂建設株式会社

代表取締役　梅田　次男

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四下	二～一	（終りから）	、同表延長コードセットの項中「（技術基準省令別表第四6(1)に定めるａの表1に適合するものに適用する。）」を「（別表第一に掲げるａの二の項に適合するものに限る。）」に、「令別表第四6(1)に定めるａの表3に適合するもの」を「（別表第一の二の項に適合するものに限る。）」に、「（別表第二又は表3に掲げるａの二の項に適合するもの」に改める。	

（原稿誤り）

布経済産業省令第三十三号（電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令）

平成二十五年七月一日（号外第百四十一号）公

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十七日付第九号八〇ページ　九号六四ページ

ージ●同日付第一〇号九六ページ●同日付政府調達第

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）